繰越事務手続の手引

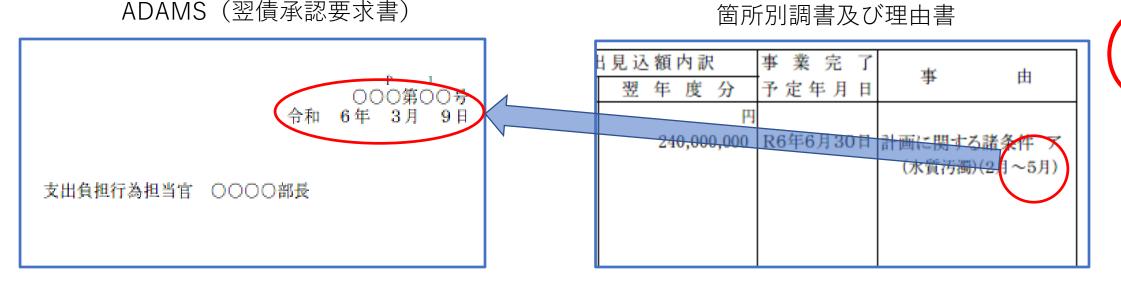
【よくある間違い10の事例集(補助事業)】

令和5年10月 財務省近畿財務局編

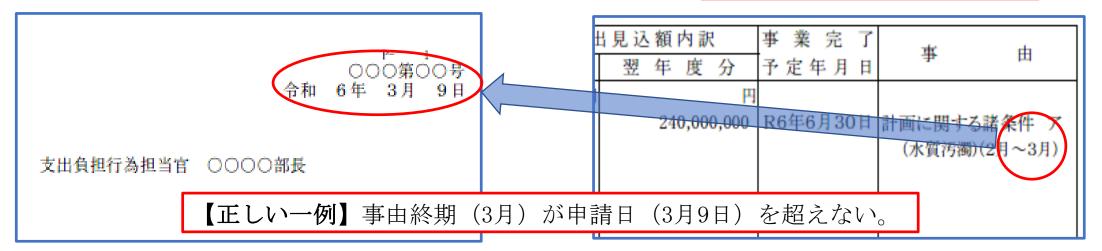
よくある間違い10の事例集 目次

- 1 「事由」欄の事由終期が申請後になっている事例。
- 2 「事由」欄の事由発生(始期)が、繰越事由の対象となる「(当初計画)変更計画」欄の当初計画期間内ではない事例。
- 3 「(当初計画)変更計画」欄「変更計画」の「工事完成」年月と「事業完了予定年月日」欄が不一致 の事例。
- 4 「(当初計画)変更計画」欄の変更計画と事由発生時期に整合性がない事例。
- 5 「事業概要」欄の工事概要を、具体的に記載せず「一式」表示になっている事例。
- 6 「箇所名」欄で箇所が特定できていない事例。
- 7 繰越事由が契約後に発生した場合に、「(当初計画)変更計画」欄の記載が、「着手〜完成」として一体表示されている事例。
- 8 ADAMS (翌債要求書、繰越計算書)と「箇所別調書及び理由書」の事項名が異なる事例。
- 9 ADAMS (翌債要求書、繰越計算書)と「箇所別調書及び理由書」の事業完了予定年月日が異なる事例。
- 10 審査表の支出負担行為に関しての審査内容の整合性に関する事例。

1 「事由」欄の事由終期が申請後になっている事例。



【解説】事由欄の事由終期は、事由への対処をした結果、翌年度の〇月〇日(事業完了予定年月日) に事業が完了すると判断出来た日、であることから、<u>申請日より後になることはない</u>。







2 「事由」欄の事由発生(始期)が、繰越事由の対象となる「(当初 計画)変更計画|欄の当初計画期間内ではない事例。

箇所別調書及び理由書

(変	当	初 更	計 計	画) 画				たる債利 ミとする名			額の度		出見 辺 翌	·額 年		分	事業完了 予定年月日	事	由	
地元協議	(5.5 5.5		<u>`</u>	R5.6) R5.10		50	,000,000	円)	20	0,00	円 0,000		3(0,000	円 000,	R6年6月30日	計画に関	する諸条件)	7
設計積算	(5.7 5.11		~	R5.8) R5.12] `												(騒音)	(7月~10月)	
工事着手	(5.9 6.1)															
工事完成	(6.3 6.6)															

【解説】当初計画では、R5.6に地元協議が完了し、 R5.7に設計積算を行うことになっており、繰越事由が R5.7に発生したのであれば、設計積算期間中に発生した外的要因として記載する必要がある。

(変	当	初 更	計 計	画) 画			ばにわた。 と必要と			左の 年	_		3 見 込 翌		り訳 度 タ	分	事業完了 予定年月日	:	事	由
地元協議	(5.5 5.5		~< ~	R5.6) R5.10		50,00	四 0,000		20	,000	円),000		30	,000,	円 000	R6年6月30	日計画は日	こ関 する 。	者条件 ア
設計積算	(5.7 5.11		~~	R5.8) R5.12	,												(5)	音)(6月	~10月)
工事着手	(5.9 6.1)															1
工事完成	(6.3 6.6		<u> </u>	E しいー	列】	事由始	台期	(6月))が	当	初計	画期	間卢	勺 (]	R5.	5∼R5. 6)	にある	5。	





3 「(当初計画)変更計画」欄「変更計画」の「工事完成」年月と「事業完了予定 年月日」欄が不一致の事例。

箇所別調書及び理由書

T ,		1770	\			and the other in the section		d-m		der I		
[当	初 計	画)			翌年度にわたる債務	左の	額の支出	見 込	額内	訳	事業完了
変]	更計	画			負担を必要とする額	本 年	度 分	쨒	年 度	ぎ 分	予定年月日
地元協議	(R5.5	~	R5.6)	円		田			Ε.	
		R5.5	~	R5.10		50,000,000	20	0,000,000		30,0	000,000	R6年7月30日
設計積算	(R5.7	\sim	R5.8)							
		R5.11	~	R5.12								
工事着手	(R5.9)								
		R6.1										
工事完成	(R6.3)								
		R5.6										



【解説】「(当初計画)変更計画」欄においては「年」、「事業完了予定年月日」欄においては「月日」 が誤っているケースが多い。

(当	初	計	画)		翌年度にわたる債務	左の額の	の支出	見込	額内訳		事業完了	1 (1
変		更	計	迪		負担を必要とする額	本 年 度	分	캪 :	年 度	分	予定年月日	
地元協議	(I	₹5.5	~	R5.6)	円		円			円		
		I	₹5.5	~	R5.10	50,000,000	20,00	0,000		30,000	,000	R6年6月30日	
設計積算	(I	R5.7	~	R5.8)								
		I	R5.11	~	R5.12								
工事着手	(I	R5.9)								
		I	R6.1			7-	^ > \		- 	→ □	/D.O		
工事完成	(26.3	_		 	こしい一例】						了予定年月日
		I	R6.6	<u>ノ</u>	1			(R6	年6月	30日)	が	一致。	

4 「(当初計画)変更計画」欄の変更計画と事由発生時期に整合性が ない事例。

箇所別調書及び理由書

工事完成

R6.3 R6.5

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	見込額内訳 翌 年 度 分	事業完了 予定年月日	事 由
関係機関協議 (R5.4 ~ LR5.6 R5.6 ~ R5.8 設計積算 (R5.7 ~ R5.8 R5.9 ~ R5.10) 50,000,000		円 30,000,000	R6年5月31日	計画に関する諸条件 カ (河川法・○○県) (6月~8月)
工事着手 (R5.9) R5.11					
工事完成 (R6.3) R6.5					

【解説】当初計画では、R5.4に関係機関協議開始になっているが、変更計画ではR5.6に関係機関協議が開始されており、 R5.4に協議開始できなかったことが繰越の原因と考えられる。

関係機関協議 (R5.4 ~ R5.6 ~	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額 P5.5 R5.5 R5.8 R5.8	本年度分 翌年	度 分 予定年月日 円	事 由 日 計画に関する諸条件 ア (振動) (4月~5月)	-
R5.9 ~ 工事着手 (R5.9 R5.11	【正しい一例】当初計画 になって	ゴには無かった地元協 こおり、「(当初計画			

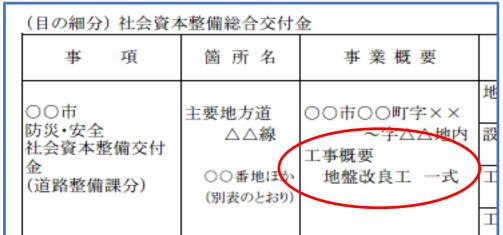
に整合性がある。





5 「事業概要」欄の工事概要を、具体的に記載せず「一式」表示として いる事例。

箇所別調書及び理由書





測量試験費 詳細設計1式



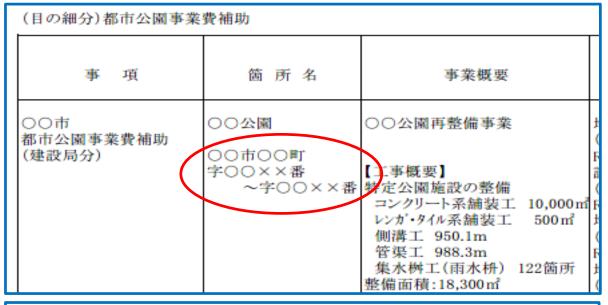
【解説】事業内容及び具体的数量が記載されていない。 具体的に記載できるものを「一式」表示は不適切。 事業概要は、調書内の期間、金額、繰越事由の正当 性を判断するための根拠の一つ。

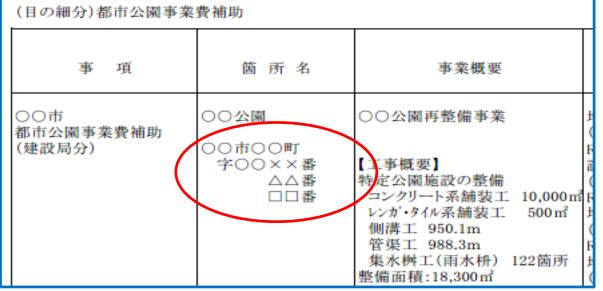


【正しい一例】事業概要として事業内容及び具体的数量 が記載されている。

6 「箇所名」欄で箇所が特定できていない事例。

箇所別調書及び理由書







【解説】事例は箇所が特定できない。

箇所が特定できるよう、全ての地先(地番)等を表示する。

地番等が多数ある場合は、別表、位置が特定できる図面等を添付する。

「○○~○○」表示ができるものは、道路のように**路線を特定し「起点~終点」表示**で箇所の特定ができるものに限る。



【正しい一例】地番が全て記載されており、箇所が特定できる。

7 繰越事由が契約後に発生した場合に、「(当初計画)変更計画」欄の 記載が、「着手〜完成」として一体表示されている事例。

箇所別調書及び理由書





【解説】時系列に表示されていないので事由の発生時期等を 特定できない。

工程表を「当初計画(変更計画)」欄に反映させる。





【正しい一例】当初の地元協議は予定通り完了し、工事着手後に 予定していなかった地元協議が発生したことを記 載。

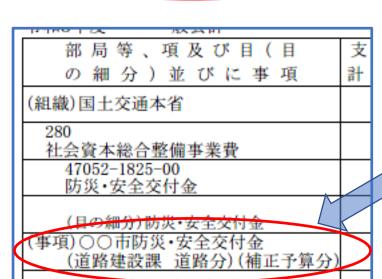
> 時系列に表示されているので、事由発生時期が特 定でき、工程表の再現も可能。

※当初計画と変更計画が同一の場合は、当初計画の記載は不要。

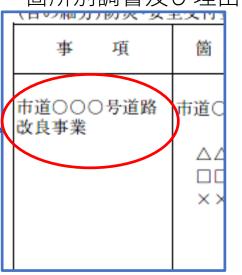
8 ADAMS (翌債要求書、繰越計算書)と「箇所別調書及び理由書」の 事項名が異なる事例。

ADAMS

部局等、項及び目(目 支の細分)並びに事項 計
(組織)国土交通本省
280
社会資本総合整備事業費
47052-1825-00
防災・安全交付金
(目の細分)防災・安全交付金
(事項)○○市防災・安全交付金
(道路建設課 道路分)(補正予算分)

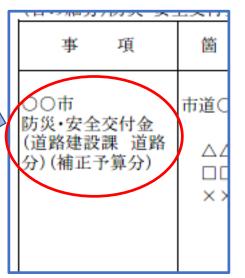


箇所別調書及び理由書





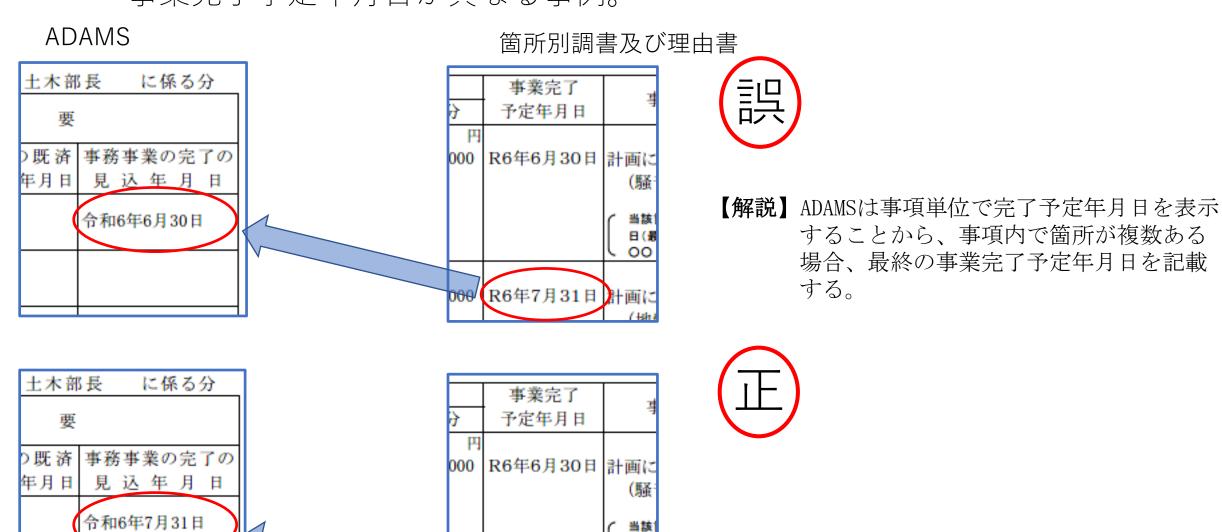
【解説】ADAMS帳票の左下に記載の「…を必要とする理由 別紙理由書のとおり。」の別紙理由書が「箇所別調書及び理由書」であり、ADAMS表示の事項の理由書になることから、事項名は一致している必要がある。





【正しい一例】事項名が一致している。

※補助事業の事項立てのルール:補助事業者+補助金名+(事項分割の単位) +(補足事項) 9 ADAMS(翌債要求書、繰越計算書)と「箇所別調書及び理由書」の 事業完了予定年月日が異なる事例。



日(最

00

000 R6年7月31日 計画に

【正しい一例】事項内の最終の事業完了予定年 月日が記載されている。

10 審査表の支出負担行為に関しての審査内容の整合性に関する事例。

審査表

番号	審査事項	i(要件等)	確認				
8	契約等に定められている内容に沿って実施されている。						
	十山岳中にも土文の市業は	ない。	0				
11	支出負担行為未済の事業は	あるが、翌債とすることは妥当である。	_				
10	前会は豆は榧質せは	していない。	_				
12	前金払又は概算払は	しているが、支払見込額は適正である(過払いとはならない。)。	0				

交付決定済の事例

番号	審査事項(提出書類)	確認
20- i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	0
20- ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	0

【解説】番号8の「契約等」は「交付決定通知」を指す。 交付決定済の場合、番号8・11・20-i・20-ii は上記記載となる。 番号12は、交付決定後の補助金の概算払の有無に より判断。

交付決定未済の事例

番号	審査事項	頁(要件等)	確認			
8	契約等に定められている内容に沿って実施されている。					
	十山岳扫红头土汶の古典は	ない。	_			
11	支出負担行為未済の事業は	あるが、翌債とすることは妥当である。	0			
10	前会せなけ無管せけ	していない。	0			
12	前金払又は概算払は	しているが、支払見込額は適正である(過払いとはならない。)。	_			

番号	審査事項(提出書類)	確認
20- i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額で ある。	_
20- ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	_

【解説】交付決定未済の場合、番号8・11・12・20-i・20-ii は上記記載となる。